「石岡市包括施設管理業務委託」候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「石岡市包括施設管理業務委託」の候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、石岡市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

- 第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。
 - (1) 当該事業の概要・基本計画等
 - (2) プロポーザルの手続き
 - (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項
- 2 実施要領等の資料については、石岡市ホームページ (https://www.city.ishioka.lg.jp/) へ掲載する。※印刷物での配布は行わない。

(提案書の内容)

- 第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。
 - (1) 提案者の会社概要
 - (2) 同種業務実績
- (3)業務実施体制
- (4) 保守点検業務及び修繕業務の実施方法
- (5)業務工程表
- (6) 各種提案
- (7) 緊急対応体制
- (8) 参考見積額
- (9) その他当該業務に必要な事項

(評価)

- 第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。
- (1) 事業者の能力・実績・財政状況
- (2) 本業務実施の基本的な考え方
- (3) 本業務の提案内容等
- (4) 価格
- (5) 企画提案全体
- (6) プレゼンテーション・ヒアリング
- (7) その他、当該業務に対する必要な事項
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング
- 2 プロポーザル評価委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は別に定め、特定者との契約締結後に公表する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代 理する。
- 6 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 委員長は、評価結果を業者選考委員会へ報告するものとする。

(全体スケジュール)

第6条 本業務に係る全体スケジュールは以下のとおりとする。

内容	時期(予定)
実施要領等の公表	令和6年7月16日(火)
参加意向申出書等の提出期限	令和6年7月30日(火)午後5時15分まで(必着)
提案資格結果の通知	令和6年8月 7日 (水) まで
施設見学	令和6年8月19日(月)~令和6年8月23日(金)
質問書提出期限	令和6年8月22日(木)午後5時15分まで(必着)
質問回答の公表	令和6年8月29日(木)まで
提案書の提出期限	令和6年9月12日(木)午後5時15分まで(必着)
第1次審査(書類審査)	令和6年9月17日 (火)
第1次審査結果の通知	令和6年9月19日(木)まで
第2次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年9月24日(火)
審査結果(特定・非特定)通知	令和6年10月11日(金)(予定)
優先交渉権者との詳細協議	令和6年10月~令和7年3月
契約締結	令和7年3月
業務開始	令和7年4月1日(火)

(評価結果の審査)

第7条 業者選考委員会は、評価委員会から評価結果があったときは、選考委員会において、次の事項 について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項
- (4)特定、非特定結果通知書に記載する事項
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和6年7月4日から施行する。